

身体的拘束最小化への取り組み

●当院における基本的な考え方

当院では身体的拘束は原則禁止としている。身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むことであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしないサービスの提供に努めます。

緊急やむを得ず「身体的拘束」を行う場合は以下の基準を満たしたときに限る

緊急やむを得ず身体的拘束をする場合には、次の3点の要点をすべて満たすこと

- 切迫性・・・患者本人または他の患者等の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高い
- 非代替性・・・身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- 一時性・・・身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

●具体的な取り組み

1. 身体拘束廃止委員会の設置及び開催

- 身体的拘束廃止のための体制を維持、強化するために、当院では身体拘束廃止委員会を置く。

チーム構成：

院長・副院長・薬剤部（薬剤師）・リハビリ部（療法士）・栄養部（管理栄養士）

看護部（看護部長・副看護部長・病棟師長・病棟主任・看護部身体拘束委員長）

事務部（事務長・医事課長）地域連携部（地域連携部長）

- 委員会開催：毎月1回

2. 身体的拘束等の最小化の研修

身体的拘束等の最小化を徹底するとともに、身体的拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するため、年2回以上の研修を開催する。

新規職員採用時にも当院での身体的拘束等についての取り組みの説明、研修を実施する。

3. 身体的拘束等発生時の対応

緊急やむを得ない状況「切迫性」「非代替性」「一時性」が発生し、患者本人またはその他の患者等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体的拘束」を行う場合は、最小化チームで検討し解除に向けた取り組みを行っていく。

4. その他身体的拘束等の最小化の推進のために必要な事項

当院では、原則身体的拘束等を行わない取り組みに関して、入院時に「抑制を使わないことの危険性に関する説明書」を用いて、ご利用者やご家族に対して説明し同意をいただいております。倫理、人権擁護の観点からも身体的拘束廃止に取り組んでいる。

令和8年6月1日

医療法人藤民病院

院長 向井 龍一郎